

9. 配慮項目の概要と配慮事項

9. 配慮項目の概要と配慮事項

配慮項目の概要と配慮事項は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 配慮項目

環境影響要素		環境影響要因		配慮事項
水象	河川流・湖沼	存在	・改変後の地形	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、段階的に竣工させていく計画としており、工事中に整備する仮設調整池は、全体竣工時まで残存させる。そのため、雨水は、全体竣工時までには仮設調整池において一時的に貯留し、霞目雨水幹線の流下能力に見合った量を放流する。 ・全体竣工する時点では、仙台市により、仙台東部道路に近接する防災集団移転候補地の雨水排水処理を行う排水路（(仮称)東部排水路）へ排水する計画であり、仮設調整池は盛土工事により基盤整備する。
	地下水・湧水	工事	<ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土・発破・掘削等 ・工事に伴う排水 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設調整池の整備にあたっての掘削は最小限に留める。 ・降雨時の濁水は、仮設調整池において土砂を十分沈降させた後、霞目雨水幹線の流下能力に見合った量を放流する。
		存在	・工作物等の出現	・事業予定地内に井戸の整備は行わない。
地盤沈下	地下水位の低下	工事	<ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土・発破・掘削等 ・工事に伴う排水 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設調整池の整備にあたっての掘削は最小限に留める。 ・降雨時の濁水は、仮設調整池において土砂を十分沈降させた後、霞目雨水幹線の流下能力に見合った量を放流する。
		存在	・工作物等の出現	・事業予定地内に井戸の整備は行わない。
土壌汚染	土壌汚染	工事	<ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土・発破・掘削等 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土に用いる土は、土壌汚染のない土の搬入に留意する。 ・搬入前には、事業実施前に土地履歴等の調査を行い、万が一汚染が確認された場合には、法令に基づいた適切な対応・対策を行う。
植物	森林等の環境保全機能（水田）	存在	・改変後の地形	<ul style="list-style-type: none"> ・補助幹線道路や歩行者専用道路等の街路樹植栽及び歩道や沿道商業用地の駐車場舗装の透水性舗装を行うことで、地下水涵養に配慮する。 ・公園内には、極力樹木等による植栽や芝生緑化を行う。 ・大規模宅地では、駐車場舗装面の一部緑化や芝生による地盤被覆の改善などを促していく。
温室効果ガス等	二酸化炭素	供用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働 ・人の居住・利用 ・資材・製品・人等の運搬・輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等に対し、駐車時におけるアイドリングや急発進・急加速、空ぶかし、過積載走行をしないなど、エコドライブへの取り組みを促す。 ・通勤や事業活動における人の移動に際しては、できるだけ公共交通機関の利用を促す。
	熱帯材使用	工事	・建築物等の建築	<ul style="list-style-type: none"> ・熱帯材を原料とする型枠は極力使用を控える。 ・型枠はできるだけ非木質のものを採用し、造成整備後の建物建築にあたっての基礎工事においては計画的に型枠の転用をするよう建築業者に指示する。